



京都労働局  
平成29年11月21日(火)  
午前10時00分解禁

経済・府政記者クラブ同時資料配付

担当  
京都労働局 労働基準部賃金室  
賃金室長 草川 徹  
地方賃金指導官 高木 芳夫  
電話 075 - 241 - 3215(ダイヤル)

### 平成29年度 京都府特定（産業別）最低賃金の改正決定（官報公示）について

**「5業種の発効日は、12月21日（木）となります。」**

京都労働局（局長 高井 吉昭）は、平成29年10月23日に京都地方最低賃金審議会（会長 佐藤 卓利 立命館大学 経済学部 教授）から答申を受けた京都府特定（産業別）最低賃金（金属製品製造業他4業種）の改正決定に関して、その後、所要の手続きを経て、本日（11月21日）改正決定し、官報公示を行いました。

1 改正された京都府特定（産業別）最低賃金（金属製品製造業他4業種）は、下記のとおり。

記

特定（産業別） 最低賃金の件名	改定前金額 （時間額）	改定金額 （時間額）	引上額	引上率(%)
金属製品製造業	885円	902円	17円	1.92
電気機械器具製造業	883円	900円	17円	1.93
輸送用機械器具製造業	889円	907円	18円	2.02
各種商品小売業	837円	860円	23円	2.75
自動車（新車）小売業	835円	860円	25円	2.99

**5業種の発効日は、平成29年12月21日（木）となります。**

【裏面に続く】

2 「印刷業」、「はん用・生産用・業務用機械器具製造業」、「自動車小売業」の3業種は、関係労使から改正の申出が行われていないため、今年度は改正されていません。

(京都府最低賃金を下回っていることから、平成29年10月1日から**京都府最低賃金 856円**が適用されています。)ただし、自動車小売業の日給制労働者については、**日額5,926円**の適用もあります。

特定(産業別)最低賃金の改正審議を行うには、その最低賃金の適用を受ける労働者又は使用者の3分の1以上の者の合意による労働局長への申出を要件としており、上記3業種については、当該申出が行われていないため、本年度は審議されていません。

適用業種、適用除外の労働者等の詳細は「平成29年度 京都府の最低賃金一覧表」をご参照下さい。その他、最低賃金関係各種資料、審議会・専門部会の議事要旨につきましては、当局ホームページのトップ画面、「トップページ 右側の黄色サイドバー：京都府最低賃金 856円(右上側：各種パンフ、統計資料、各助成金制度の案内等)」及び「各種法令・制度・手続き(賃金・家内労働関係)」に掲載していますので、ご参照願います。



平成29年10月23日に開催された「第483回 京都地方最低賃金審議会」において、(会長 佐藤 卓利 立命館大学 経済学部 教授)から答申を受けた京都労働局長 高井 吉昭。

3 今後、当局においては、改正された京都府特定(産業別)最低賃金額の周知を図るため、京都府内の芸術系専門学校・高等学校等から一般公募した「平成29年度(第4回)京都府最低賃金ポスターデザインコンテスト最優秀賞受賞作品」により、京都独自の「京都府最低賃金周知広報用ポスター」を制作し(11月下旬以降順次配布)、国・京都府及び府内全市町村の機関、事業者団体、労働団体、公共交通機関、主要郵便局、教育機関、商店街等に掲示をお願いすることとしています。

なお、表彰式は、平成29年12月25日(月)午前中に当局6階会議室において、開催する予定としています。